

<電気需給契約サービスに関わる重要事項説明書>

お客さまと電気需給契約を締結する小売電気事業者は、ティーダッシュ合同会社（以下、「当社」といいます）となります。

本紙は当社の電気需給契約の概要を説明するものであり、ご契約に関しては、必ず電気供給約款をご確認ください。電気供給約款は当社ホームページに掲載しています。

■小売電気事業者名（事業者登録番号：A0365）

Retail Electricity utility and contact information Retail

171-0021 東京都豊島区西池袋一丁目 4-10/ 1-4-10

Nishi-Ikebukuro, Toshima Ward, Tokyo

ティーダッシュ合同会社/T'dash G.K.

社長・職務執行者 菊地 健太郎/President・Managing Director Kentaro Kikuchi

■お客さまからの問合せ先/ Contact information

☎0120-227-297

ティーダッシュ合同会社 カスタマーケア/T'dash G.K. Customer Care

受付時間 平日 (Mon-Fri) 9:00 ~ 18:00

(土日祝日を除く/Excluding Saturday, Sunday and holidays)

ホームページ：https://t-dash-erex.co.jp/

1.お申込方法

・当社の「電気供給約款」等に定める供給条件をご承諾のうえ、当社所定の様式によって、ご契約者本人がお申込みをしていただきます。

・現在、ご契約中の小売電気事業者への解約手続きは、当社が行いますので、お客さまによる解約手続きは不要です。

2.電気需給契約の成立および契約期間

(1)お客さまからのお申込みに対して当社が承諾したときに電気需給契約が成立します。

(2)契約期間は、需給開始日から電気需給契約を解約した日までとなります。

3.供給の開始日

当社は、所定の手続きを経たのち、需給開始日より電気を供給します。需給開始日とは以下のとおりとし、当社よりお客さまに電子メールまたは、書面にて通知いたします。

(1)他の小売電気事業者からの切替えにより需給を開始する場合は、原則として、所定の手続きを完了した後に到来する次回または次々回の検針日からとします。

(2)引越し等の理由で新たに需給を開始する場合は、原則として、お客さまの希望する日とします。ただし、いずれの事業者とも契約関係が無い状態で当該需要場所にて需給を開始し、その後に当社との需給契約が成立した場合には、需給を開始した日とします。

4.電気料金の算定方法、算定期間、検針日

(1)電気料金の算定方法は、電気料金プランにもとづいて計算されます。なお、料金は、原則として需給開始日から適用します。

(2)電気料金の算定期間は、前月の検針日から当該月の検針日の前日までの期間とします。ただし、需給開始時は需給開始日から直後の検針日の前日までの期間とし、電気需給契約を解約した場合には直前の検針日から解約日の前日までの期間とします。

(3) 検針日は、所轄の一般送配電事業者の定めによります。

5.工事費等の負担

お客さまのご希望で発生する工事については、所轄の一般送配電事業者の託送供給等約款に記載されている内容に基づき、工事費用をご負担いただくことがあります。

6.電気料金の計算方法

電気料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1 か月（30 日）」として

算定いたします。なお、複数の算定期間をまたいで料金を請求する場合でも、料金は算定期間ごとに算定されます。ご請求する電気料金は、基本料金、電力量料金の合計に、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えた料金となります。また、電力量料金は、「電源調達調整額」を加算または減算して算定いたします。

イ.「電気供給約款 16.（料金の算定期間）」による算定期間の日数が 25 日以下

または 35 日以上の場合

ロ. 需給契約種別、契約負荷設備、契約電流、契約容量、契約電力、供給電圧名を変更したことにより、料金に変更があった場合。

ハ.

※供給エリア別の料金の算定方法については、「電気供給約款 18.料金の算定」を参照

※お客さまの、電気のご使用状況によっては、契約容量を見直しさせて頂く場合があります。

7.電源調達調整

電源調達調整額は、市場価格調整額および送配電サービス変動相当額の合計額とし、次の算式により算定します。

電源調達調整額 = 市場価格調整額 + 送配電サービス変動相当額

(1) 市場価格調整額

市場価格調整額は、その1か月の使用電力量に市場価格調整単価を乗じて算定いたします。

市場価格調整額 = 市場価格調整単価 × その1か月の使用電力量

市場価格調整単価 = (供給エリアごとの平均市場価格 - 基準単価※1) × (1 + 消費税率)

平均市場価格 = (平均エリアプライス※2) ÷ (1-供給エリアの損失率※3) × 1.13

※1 供給エリアごとの基準単価は以下のとおりです。

北海道	東北	東京	中部	北陸
4.86	4.70	4.62	4.70	4.72
近畿	中国	四国	九州	
4.61	4.57	4.71	4.47	

※2 平均エリアプライスは、一般社団法人日本卸電力取引所（以下「JEPX」といいます。）が公表する翌日取引市場（「一般社団法人日本卸電力取引所 取引規程」に定める翌日取引をいいます。）における各平均市場価格算定期間中のエリアプライスの合計を当該算定期間中における商品の数により除した値とし、その単位は1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。なお、エリアプライスが公表されない場合には、各供給エリアの送配電事業者が託送供給等約款に基づき公表するインバランス料金の該当時間における価格を用いることといたします。なお、平均市場価格には、消費税等相当額は含まれないものとし、その単位は1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

※3 損失率はお客さまの供給電圧および供給エリアに応じて、託送約款の定めるとおりの値です。

JEPXの取引価格が高騰した場合は、市場価格調整額の増加により電気料金が高騰するおそれがあります。なお、電源調達調整による電気料金の上限の設定はありません。

T'dash G.K.

This Summary of Material Terms and Conditions is effective

(2) 送配電サービス変動相当額 ①送配電サービス変動相当額の定義 各算定期間に適用される託送料金と基準時点に適用される託送料金との差額に相当する額であり、次の算式により算定します。 送配電サービス変動相当額 = 送配電サービス変動相当単価 × その1か月の使用電力量 送配電サービス変動相当単価 = 基本料金変動相当単価 + 従量料金変動相当単価 ②基本料金変動相当単価 基本料金変動相当単価は、供給エリアごとに、契約種別によらず、次のみなし供給条件を用いて1キロワット時当たりの単価に換算した金額とし、次の算式により算定します。 イ 供給エリアが近畿、中国および四国以外の場合 基本料金変動相当単価 = {電灯標準接続送電サービス（アンペアブレーカー契約）の基本料金差額（1キロワットあたりに換算した額） × みなし契約電力（3.59キロワット） × 電灯比率 + 動力標準接続送電サービス（主開閉器契約）の基本料金差額（1キロワットあたりの額） × みなし契約電力（3.59キロワット） × 動力比率} ÷ みなし使用電力量（327.33キロワット時） ロ 供給エリアが近畿、中国および四国の場合 基本料金変動相当単価 = {電灯標準接続送電サービスの最低基本料金（最初の6キロワットまでの料金）差額 × 電灯比率 + 動力標準接続送電サービス（主開閉器契約）の基本料金差額（1キロワットあたりの額） × みなし契約電力（3.59キロワット） × 動力比率} ÷ みなし使用電力量（327.33キロワット時） みなし供給条件は、当社の全国の低圧の需給契約実績をもとに、1需給契約につき、契約電力3.59キロワット、使用電力量327.33キロワット時とします。 供給エリアが近畿、中国および四国以外の場合において、電灯標準接続送電サービスの基本料金差額を1キロワットあたりの額に換算する場合は、契約電流10アンペアを1キロボルトアンペア、1キロボルトアンペアを1キロワットとして換算します。 ③従量料金変動相当単価 従量料金変動相当単価は、供給エリアごとに、次の算式により算定した金額とします。 従量料金変動相当単価 = 電灯標準接続送電サービスの1キロワット時当たりの電力量料金差額 × 電灯比率 + 動力標準接続送電サービスの1キロワット時当たりの電力量料金差額 × 動力比率 ④用語および算定条件 イ 差額 差額とは、「電気供給約款 16.（料金の算定期間）」に定める料金の算定期間に適用される託送料金から、基準時点に適用される託送料金を差し引いた額をいいます。 ロ 電灯比率および動力比率 電灯比率および動力比率は、経済産業省が公表する電力需要実績における低圧の需要実績を用い、当該需要実績の合計に占める電灯または動力（電力）の需要実績の比率とします。電灯比率および動力比率は、①毎年3月1日および②託送料金の変更日が属する月の前月1日に見直すものとします。電灯比率および動力比率の見直しにおいては、見直し日の終了時において経済産業省が公表している最新の需要実績に基づき算定するものとします。	のとし、見直し日が属する月の翌月1日以降に開始する最初の算定期間より、当該需要実績により算定された電灯比率および動力比率を適用するものとします。 ハ 基準時点 基準時点とは、2026年10月31日終了時をいいます。 ニ 消費税等相当額 本項において基本料金差額、最低料金差額および電力量料金差額の算定に用いる託送料金は、送配電事業者が公表する消費税等相当額を含む料金とします。したがって、基本料金変動相当単価、従量料金変動相当単価および送配電サービス変動相当単価には、消費税等相当額を含みません。 ホ 単位および端数処理 送配電サービス変動相当単価の単位は1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。託送料金の変更がない場合の送配電サービス変動相当単価は0円とします。 ⑤適用およびお知らせ 送配電サービス変動相当単価は、2026年11月の検針日以降に開始する料金の算定期間に使用される電気に適用します。 ⑥送配電サービス変動相当単価の改定 上記に定めるほか、当社は、毎月1日時点で託送料金に係る状況を見直し、必要と判断した場合は、供給エリアごとの送配電サービス変動相当単価を改定することができるものとします。 この場合、当社は、「電気供給約款 5.（約款の変更）」の定めに従い、本約款を変更します。 ※電源調達調整の詳細については、「電気供給約款 別表2（電源調達調整）、別表3（市場価格調整）および別表4（送配電サービス変動相当額）」をご参照ください。
---	---

8.電気料金その他の支払義務、支払方法、支払期日

- (1)電気料金の支払義務が発生する日は、料金の算定日とします。ただし、電気需給契約を解約した場合は、当社が解約した日とします。料金の支払期日は、原則として支払義務発生日の翌日から30日とします。
- (2) 電気料金等は毎月、収納業務を行う当社が指定した収納代行業者、または当社が指定した金融機関等を通じてお支払いとなります（工事費負担金・その他についてはその都度ご請求します）。なお、振込みによるお支払の場合の手数料はお客さまのご負担となります。
- (3) 電気料金等の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行う場合は、当社所定の様式により、クレジットカードまたは口座振替を選択し、あらかじめ手続きいただきます。
- (4)1ヶ月のお客さまの電気料金等が1,000円を下回る場合は、翌月の料金と併せてお支払いいただくことがあります。
- (5)お客さまが料金支払期日を経過してなお支払いがない場合には、当社は、支払期日の翌日からお支払いの日までの期間の日数に応じて遅延損害金を申し受けます。なお、遅延損害金は、その算定の対象となる料金から消費税等相当額を差し引いた金額に年率10%を乗じて算定した金額といたします。遅延損害金の算定に関しては、算定の対象となる契約期間内に契約容量の変更があった場合には、変更前の契約内容に基づく場合があります。それ以降の請求書においては変更後の契約容量が適用されます。
- (6) 電気需給契約において特定商取引法に定める訪問販売または電話勧誘販売の規制が適用される場合には、遅延損害金の割合は法定利率によるものとします。

9.契約内容の変更、解約

- (1)お客さまが電気需給契約の変更を希望する場合は、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。
- (2)引越し等の事由によりお客さまが電気需給契約を解約する場合には、あらかじめ解約希望日を定めて、当社所定の方法によって通知していただきます。電気需給契約は、原則として、お客さまから通知された解約希望日に解約いたします。当社がお客さまの解約通知を解約希望日の翌日以降に受けた場合は、通知を受け、処理が完了した日に電気需給契約を解約したものといたします。当社の責めとならない理由（非常変災等の理由を除きます。）により供給を

T'dash G.K.

This Summary of Material Terms and Conditions is effective

終了させるための処置ができない場合は、供給を終了させるための処置が可能となった日に電気需給契約を解約するものいたします。

(3)お客さまが電気需給約款に定める解約条件に該当する場合には、当社は、そのお客さまとの電気需給契約を解約することがあります。

10.供給開始後の電気需給契約の変更または解約に伴う料金の精算

(1)お客さまが、電気の供給開始後、契約容量または契約電力を新たに設定、または増加された日以降 1 年に満たないで、電気需給契約を解約する場合、もしくは、お客さまが契約容量または契約電力を減少しようとする場合において、送配電事業者の託送約款に基づき当社が送配電事業者より料金の精算を求められる場合には、当社はその精算金をお客さまより申し受けます。

(2)お客さまが電気需給契約を解約しようとする場合、当社は当社所定の手数料を申し受けることがあります。

11. 需要場所への立入りや保安の協力

当社の電気需給約款および一般送配電事業者の定める託送供給等約款に基づき、お客さまには、需要場所への立ち入りを承諾していただきます。また、同約款に基づき保安のため、お客さまのご負担で必要な措置を講じていただく場合があります。

12. 電気供給約款の変更および説明方法に関する事前のご承諾

お客さまが当社へ電気需給契約をお申し込みいただくにあたり、当社の電気供給約款（当社ホームページに掲載）の内容を事前にご承諾いただきます。また、当社は必要に応じて電気供給約款を変更することがあります。この場合の供給条件は、変更後の電気供給約款によります。また、変更後の電気供給約款は、実施期日までに相当な予告期間において当社が判断する適切な方法によりお知らせいたします。

13. 供給電気方式、供給電圧および周波数				
エリア	北海道、東北、関東（富士川以东）、中部（一部）		中部（富士川以西）、近畿、北陸、中国、四国、九州	
供給電気方式	交流単相 2 線式	交流単相 3 線式	交流単相 2 線式	交流単相 3 線式
供給電圧	100V	100V または 200V	100V	100V または 200V
周波数	50Hz		60Hz	

14.契約電流、契約容量、契約電力

現在、契約中の小売電気事業者と同じ契約電流、契約容量、契約電力による契約の申込みをお願いします。契約可能な対象については、当社ホームページをご覧ください。

・契約電流、契約容量、契約電力の変更を希望される場合は、以下のいずれかによりお手続きください。

(1)当社へ申込み前に現在契約中の小売電気事業者で変更手続きを完了する

(2)当社との契約完了後に契約内容変更の申込みをする

（(2)の場合、ご契約者さまのマイページからお手続き、またはカスタマーケアへご連絡ください）

15.託送供給約款に定められた需要家の責任に関する事項の遵守

お客さまが当社へお申込みいただくにあたり、所轄の一般送配電事業者の託送供給等約款に定められた以下の需要家の責任に関する事項を遵守することを事前に承諾していただく必要があります。

・電力供給を行うに当たり必要な工事を行うために所轄の一般送配電事業者などの関連業者が需要家の敷地内などに立ち入る場合、その立入り許可の承諾などの協力を行います。

・所轄の一般送配電事業者の給電指令に従います。

・お客さま、または、所轄の一般送配電事業者の設備に係わる保安上の危険がある場合に電気の供給を停止することがあります。

・その他、託送供給等約款に定める保安等に対する需要者の協力および調査へ協力を行う。

16.電気料金債権の譲渡

当社はお客さまとの電気需給契約における料金債権を業務委託先へ譲渡することがあります。なお、債権譲渡を行う場合には、対象となるお客さまにあらかじめ書面でお知らせします。また、その債権譲渡の対象となったお客さまの料金支払方法は、「7. 電気料金その他の支払い義務、支払方法、支払期日」によらず当社が債権譲渡した業務委託先が定める支払方法により、お

客さまが業務委託先へ料金をお支払いいただきます。

17.請求書等の発行

お客さまが電気需給契約に関わる書面の発行を希望された場合、当社は所定の発行手数料を申し受けます。

・電気料金のお知らせ（使用量等明細）：110 円（税込）/回

・コンビニ振込票：330 円（税込）/回

・支払証明書：800 円（税込）/通

18.個人情報の取扱い等について

当社は、お客さまから取得する個人情報は当社にとって重要な情報であり、確実に保護することは当社の重要な社会的責務と認識しております。当社は事業活動を通じて取得する個人情報を、当社ホームページに掲載の個人情報保護方針に従って取り扱います。

19.その他

お客さまが現在契約中の小売電気事業者から契約を切り替える際に、違約金の支払い等、不利益を生じる場合があります。詳細については、現在契約中の小売電気事業者との契約内容をご確認ください。